

資料3

平成23年7月8日

第6回中央教育審議会教育振興基本計画部会ヒアリング資料

学校法人常盤木学園理事長
日本私立中学高等学校連合会常任理事
松 良 千 廣

【要望点】

1. 政府各機関は、チームプレーで被災者救済をしていただきたい。
2. 現実的な救済をしていただきたい。
3. 補助金の手続きと交付時期を示していただきたい。

以 上

平成23年度東日本大震災復旧支援融資のご案内

災害復旧費（特別災害）

1. 融資対象

●対象となる学校法人等

- 学校法人
- 準学校法人
- 学校法人及び準学校法人以外で私立学校を設置する法人等

※ただし、事業団借入金の償還金(利息、延滞金を含む)を滞納している法人、紛争、法令違反などの状態にある法人等は、原則として対象とはなりません。

●対象となる学校

東日本大震災により被災した次の学校

- 私立学校(大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園)
- 私立専修学校(※)
- 私立各種学校(※)

※対象については、別紙「専修学校・各種学校の貸付対象について」を参照してください。

●対象となる事業

激甚災害の指定に基づき国から補助金の交付を受けた災害復旧事業及び学校法人又は準学校法人が設置する私立専修・各種学校のうち、国からの補助金の交付を受けた災害復旧事業

2. 融資条件

区 分	内 容
融 資 金 利	1～5年目：無利息 6～7年目：1.0% 8年目以降：1.2% ※金利は、平成23年度において契約した場合、契約月にかかわらず上記金利で固定されます。
償 還 方 法	25年(うち据置5年以内)以内の元金均等返済
融 資 額	原則として、次の①～③の中で最も低い額が融資額となります。 ①事業査定額：補助金の額と同額以内 ②資産査定額：正味資産(貸借対照表の総資産－総負債)の40%から事業団の既借入分を差し引いた金額 ③担保査定額：担保物件評価額の80%以内
担 保	原則として土地及び建物 (事業団を第一順位とする抵当権の設定が必要です)
連 帯 保 証 人	1名以上



経済産業省

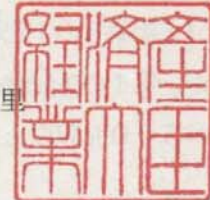
平成23・05・25資第43号

平成23年6月1日

学校法人常盤木学園

校長 松良 千廣 殿

経済産業大臣 海江田 万里



通知書

電気使用制限等規則（平成23年経済産業省令第28号。以下「規則」という。）第2条第1項に規定する経済産業大臣が指定する地域において、一般電気事業者等が供給する電気を使用する上記の者の、下記第2の1記載の需要設備についての経済産業大臣が指定する期間及び時間の範囲内における指定契約電力が500キロワット以上となることから、電気事業法（昭和39年法律第170号）第27条、電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）第2条第1項及び規則に基づき、当該需要設備について、下記第1から第3までのとおりの電気の使用制限を行うことについて、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定に基づき、弁明の機会を付与することとする。

弁明は、平成23年6月10日（金）までに、下記第4の4記載の宛先まで、弁明書を提出してするものとする。

上記期限までに弁明書の提出がない場合には、当該期限の翌日（平成23年6月11日（土））において、本通知書は、当該需要設備について、下記第1から第3までのとおりの電気の使用制限を行うことについての規則第2条第1項の規定に基づく指定に係る規則第10条第2項の通知としての効力を生じることとする。

記

第1 指定する電気使用制限の期間等

- 1 制限を行う期間 平成23年7月1日から同年9月9日まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)
- 2 制限を行う時間 午前9時00分から午後8時00分まで

第2 電気の使用を制限する需要設備の設置場所等

- 1 設置場所 仙台市青葉区小田原4丁目3-20
- 2 需要設備番号 B02d00024

第3 電気使用制限の内容

- 1 第2記載の需要設備についての制限に関し、指定する電力の値¹
当月から二月前の契約電力の値
- 2 使用制限率 0.85
- 3 使用できる電力の限度 当月から二月前の契約電力の値に使用制限率をかけた値

(上記第3の1記載の電力の値に第3の2記載の率を乗じて得た第3の3記載の電力の値が、第1の1記載の期間等の範囲内における第2記載の需要設備についての指定契約電力が500kW以上となる期間及び時間帯の各1時間における使用電力の上限値である。)

第4 その他注意事項

- 1 自家発補給契約を締結しており、自家発補給契約の契約電力の値を控除すると需要設備の契約電力の値が500kWを下回る需要設備については、第1の1及び2の期間及び時間の範囲内において自家発補給契約に基づく電気を使用した期間及び時間に限り、当該通知に基づく電気の使用制限の対象となるものとする。
- 2 当該需要設備が、災害救助法(昭和22年法律第118号)第23条第1項第1号の収容施設として設置される避難所の場合は、当該通知に基づく電気の使用制限を適用しない。
- 3 この制限に違反した場合には、電気事業法第119条第7号により罰則(100万円以下の罰金)が科される場合がある。
- 4 弁明書の提出先
経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課
〒100-8931 東京都千代田区霞が関一丁目3番地1号
- 5 この通知の内容について異議のある場合には、第1から第3までの内容に関する指定の効力が生じる日の翌日(平成23年6月12日(日))から起算して60日以内に経済産業大臣に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができる。
- 6 第2及び第3の内容は、電気事業者に対する報告徴収を行い、平成23年5月20日現在の情報に基づき作成している。当該日以降に契約電力の値の増加等を行うことによって、使用最大電力の制限に係る経済産業大臣の地域、期間等(平成23年経済産業省告示第126号)の規程に基づき、第3の1の指定する電力の値が変動する場合がある。

¹ 当該需要設備が、第1記載の期間等の範囲内における期間等において自家発補給契約に基づく電気を使用したときは、当該契約電力の値を指定する電力の値に加えるものとする。

平成23年7月5日

中央教育審議会 様

福島県私立中学高等学校協会

中教審への被災地状況報告について

1 被害状況、困難が生じている内容、現在取り組んでいる内容

福島県内では、3月11日の東日本大震災による被災に加え、3月15日に発生した東京電力（株）福島第一原子力発電所の爆発事故に伴い、高校1校が、発電所から30km圏内にあることから、圏外への避難を余儀なくされて休校状態にあり、また、この地域から当該校や他の私立学校に通学していた生徒達も県内外の学校へ避難し、転校する、又は避難地から通学するなど過重な負担を強いられている。

また、30km圏外の各学校においても、放射線量が平常値を大きく上回り、一部小・中学校では屋外での活動の制限等を行わざるを得ない状況にあり、放射能被曝を懸念し、教職員にも自主退職する状況が出ており、保護者は極めて強い不安を抱きながら児童、生徒を通学させている。

更に、原発事故の風評被害により児童、生徒の入学辞退、教員の採用辞退等があったが、在校生も放射能被曝を懸念して県外に転校する者が出ている一方で、発電所圏内からの避難生徒を、授業料等をとらずに受け入れており、これら原子力災害による各学校の収入減、支出増が学校運営に大きな負担となっている。

加えて、会津地区以外の多くの学校では、放射線量低減のためのグラウンド表土の入れ替えや校舎、周辺側溝の除洗対策などが必要であり、この費用負担をどうするのか、本県私立学校は、学校運営上、教育上多くの課題を抱え、極めて憂慮すべき状態に置かれており、地震・津波、その後の強い余震による被害に加え、東京電力の原発事故とその風評被害という4重苦に遭っている。

本県私立学校としては、原発事故について、早期収束の目処が立たないなど災害は進行中であり、このため、事故の収束スケジュールもあいまいであり、大きな不安を抱えながら、異常事態の中で日々の教育を行っている。国、東京電力においては、事故や放射線放出に関する正確な情報、事故収束対策の迅速な情報の提供を誠心誠意行うことを強く求めている。

また、大震災や原発事故により保護者が亡くなった、保護者が仕事を失った、住

んでいた家を失った、そのような児童生徒が修学を断念することなく、また県外に転校することなく、そして各学校では校舎等の復旧や備品等の整備が円滑に進み、一日も早く3月11日以前の姿に戻れるよう、国において、

一、学校の校舎等被害の復旧のための整備に要する資金の全額補助又は補助残の無利子無担保無期限の融資等特段の支援を講じること。

一、被災、避難している生徒への授業料等減免、学用品、通学のための交通費等の全面支給等修学上特段の支援を講じること。

一、原発事故に関し入学辞退、転校により収入減となった損害額の運営費上の新規助成又は全額賠償を行うこと。

一、グラウンド表土の入れ替え費用、校舎等の除洗費用、線量計購入費用の全額を国庫負担すること。

を強く求めている。

2 今後の教育復興において、目指すべき方向

(1) 当面2, 3年

本県においては、原発事故が進行中であり、復旧復興の目処が立っていない。放射能汚染を食い止めるため、校庭表土、周辺土壌、周辺側溝残土等の完全廃棄による除洗対策を推進し、児童生徒の安全安心が確保されるように努める。

平常時の年間スケジュールによる教育に戻れるよう、国、東京電力に対し、原発事故そのものの早急な収束を図るよう要請活動を行う。

大震災や原発事故により被災した児童生徒の心のケア対策を行う。

(2) 中期10年

私学の特性を活かした中高一貫教育等を推進する。

児童生徒の安全安心に配慮し、平常時の年間スケジュールによる教育を推進する。

生徒数が減少する中で、優秀な教職員の確保に努め、個性を活かす教育を推進する。

(別 紙)

平成 23 年 7 月 1 日

宮城県私立中学高等学校連合会事務局 御中

(報告期限 平成 23 年 7 月 5 日 (火))

学校名 岩手県私学協会

報告者 岩 崎 悟

<中教審への被災地状況報告>

1 被害状況、困難が生じている内容、現在取り組んでいる内容

(1) 被害状況

① 人的被害

教職員、生徒に被害なし。

ただし、保護者、家族を亡くした生徒や家屋を流失・半壊による家族離散状態の生徒のサポートの対応には、細心の注意を払い取り組んでいる。

② 物的被害

一部損壊により立ち入りできない校舎及び体育館があるため、授業に大きな支障が生じている。

また、系列の学校で生徒を輸送して授業を行っている。

なお、部活動は、市内の公的体育施設を借用して行っている。

(2) その他

転校生の経済的支援のため奨学金手続きや募金活動等を行っている。

2. 今後の教育復興において、目指すべき方向

(1) 当面 2, 3 年

① 施設

- ・ 耐震診断・補強設計を実施し、早急に復旧が必要である。
- ・ 施設全体の改築・再配置を含めた全体構想を要する。

② 授業料無償化による格差

公立高校の授業料の無償化により、公立高校生と私立高校生の経済的負担の差が大きくなっていること。

また、公立と私立に通う被災生徒並びに公立に通う被災しない生徒との経済的負担の差異を調査して、これらの負担の相違を基に、国等からの財政支援を要望することが必要と考える。

(2) 中期 10 年

① 施設等整備

10 年と言わずに、早急に耐震化を進めるなど災害に強い学校（校舎の施設・設備基準や緊急連絡体制等）に整備する。

併せて、学校間格差を無くするように整備していく。

学校は、生徒が 1 日の大半を過ごし、災害時には地域住民の避難場所になる重要な役割を担うため、計画的に耐震化を進めるべきである。

② 教育環境整備

急激な生徒数の減少に対応できる新しい教育環境の整備を要する。